

低公害車普及促進対策費補助金(トラック輸送の省エネ対策の推進)交付規程

(適用)

第1条 この交付規程は、国土交通大臣（以下「大臣」という。）が定める低公害車普及促進対策費補助金(トラック輸送の省エネ対策の推進)交付要綱（以下「要綱」という。）第19条に基づき、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図る。

2 全ト協が行う当該補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに要綱に定めるところによるほか、この交付規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、先進環境対応型ディーゼルトラック及びエコタイヤの導入事業に対して必要な経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を行うことにより、貨物自動車運送事業の経営の構造的な改善を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この交付規程において使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語によるものとする。

(交付の対象、補助率及び補助金の上限額)

第4条 全ト協は、この補助金の目的を達成するため、国の補助金の交付を得て、補助事業に必要な経費の一部を予算の範囲内において交付する。

2 補助率、補助金の上限額及び補助対象経費は別表1のとおりとする。

(補助事業の募集期間等)

第5条 補助金の交付の申請を募集する期間等については、全ト協が別に定めるものとする。

(申請者の資格等)

第6条 申請者は、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般貨物自動車運送事業者であって、保有車両が5両以上30両以下の者
- (2) 特定貨物自動車運送事業者であって、保有車両が5両以上30両以下の者
- (3) 第二種貨物利用運送事業者であって、保有車両が5両以上30両以下の者
- (4) 自動車リース事業者であって、第1号、第2号又は第3号に貸し渡す者（先進環境対応型ディーゼルトラックの導入事業に限る。）

(補助金の交付申請及び実績報告)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による補助金交付申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）に別表2に定める書類及び全ト協が別に定める書類を添付して、第5条の規定に定める期間に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による交付申請を行う場合は、以下の各号の全てに該当するものでなければならない。

(1) 別表3の申請要件を満たすこと。

(2) 先進環境対応型ディーゼルトラック及びエコタイヤの導入に関する他の国庫補助金を受けていないこと。

3 申請者は、第1項の申請に際して、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

(交付の決定及び補助金の額の確定等)

第8条 全ト協は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、1事業者あたり別表4の台数を上限として、速やかに交付の決定及び補助金の額の確定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書兼額の確定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、全ト協は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 全ト協は、審査の結果、補助金を交付すべきでないものと認めるときは、速やかに様式第3による補助金不交付通知書により申請者に通知するものとする。

3 全ト協は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による補助金交付決定通知兼補助金の額の確定通知を受けた申請者（以下「補助対象事業者」という。）が、当該通知に係る補助金の交付の決定及び補助金の額の確定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して20日以内に様式第4による補助金交付申請取下書を全ト協に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消

費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第5による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告書を速やかに全ト協に提出しなければならない。

- 2 全ト協は、前項の報告書の提出があった場合には、期限を付して補助対象事業者に当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を全ト協は請求することができるものとし、その場合には補助対象事業者は延滞金を全ト協に納付しなければならない。

(補助金の支払い)

- 第11条 補助対象事業者は、全ト協から第8条第1項の規定に基づく補助金交付決定通知兼額の確定通知を受けて補助金の支払いを受けようとするときは、速やかに様式第6による補助金請求書を全ト協に提出しなければならない。
- 2 全ト協は前項の請求書の提出を受けて、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第12条 全ト協は、以下の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第8条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- (1) 補助対象事業者が、適正化法、施行令、その他の法令、要綱、本交付規程の規定若しくは全ト協の指示に違反した時
 - (2) 補助対象事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
 - (3) 補助対象事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき
 - (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき
- 2 全ト協は前項の規定による補助金の交付の取消し又は変更をしたときは、様式第7による補助金交付決定取消通知書により、速やかに補助対象事業者に通知するものとする。
 - 3 全ト協は第1項の規定による補助金の交付の取消しをした場合において、その当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、様式第8による補助金返還命令書により、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
 - 4 全ト協は、前項の返還を命じる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。
 - 5 補助対象事業者は、第3項の補助金の返還の命令を受けた場合、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
 - 6 前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

（取得財産の処分の制限）

- 第13条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助対象事業者は、大臣が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、財務大臣と協議の上定める期間（以下「財産取得制限期間」という。）を経過するまでは、全ト協の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。
- 3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第9による財産処分承認申請書を全ト協に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 全ト協は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を全ト協に納付させることとする。

（全ト協による調査）

- 第14条 全ト協は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において、補助対象事業者に対して所要の調査等を行うことができる。
- 2 補助対象事業者は、全ト協が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

（帳簿の保存義務）

- 第15条 補助対象事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

（附則）

この交付規程は、国土交通大臣の承認を受けた日（平成26年2月27日）から適用する。

（附則）

この交付規程は、国土交通大臣の承認を受けた日（平成26年4月24日）から適用する。

（附則）

この交付規程は、国土交通大臣の承認を受けた日（平成26年11月18日）から適用する。

(別表 1) 補助率、補助金の上限額及び補助対象経費

	先進環境対応型 ディーゼルトラックの導入事業 (注1)	エコタイヤの導入事業
補助率	補助対象経費と通常車両価格との 差額の 1 / 2 (注2)	導入費用の 1 / 4
補助金の上限額	—	1 台あたり 9 万円
補助対象経費	先進環境対応型ディーゼルトラック 導入費	エコタイヤ導入費 (注3)

注 1. 先進環境対応型ディーゼルトラックの区分は、ベース車両の車両総重量を基に以下の区分によることとし、詳細は別表 5 に定める。

- 一. 「大型」とは、車両総重量 12 トン超のものをいう。
- 二. 「中型」とは、車両総重量 7.5 トン超 12 トン以下のものをいう。
- 三. 「小型」とは、車両総重量 3.5 トン超 7.5 トン以下のものをいう。

注 2. 補助対象経費と通常車両価格との差額は、消費税相当額を除き、次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に消費税率を乗じた金額とする。

- 一. 大型 200 万円
- 二. 中型 140 万円
- 三. 小型 80 万円

注 3. 補助対象経費となるエコタイヤの詳細は、別表 6 に定める。

(別表2) 申請に必要な書類

	先進環境対応型ディーゼルトラック	エコタイヤ
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補助対象経費に係る見積書及び請求書の写し 2. 補助対象経費の支払いを証する書類 3. 補助対象事業が完了したことを確認するに足りる書類（自動車検査証の写し） 4. 入れ替え前車両に係る書類 <ol style="list-style-type: none"> ア 所有していたこと又は名義変更したことを証する資料（詳細登録事項等証明書） イ 廃車したことを証する資料（自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面を印刷したもの） ウ 別表3の欄外注3、4（ア～ウの場合に限る）、5に該当する場合は、当該内容を証する書類 5. 自動車賃貸契約書（転リースの場合は中間会社の契約書も含む）の写し（自動車リース事業者に限る） 6. 補助金請求書 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 補助対象経費に係る見積書及び請求書の写し 2. 補助対象経費の支払いを証する書類 3. 振込先調書 4. 導入したエコタイヤを装着する車両に係る書類（自動車検査証の写し） 5. 導入したエコタイヤの商品名、型番並びにサイズを証する資料（見積書、納品書等の写し） 6. 全ト協又は各都道府県トラック協会（以下、「地方ト協」という。）の負担を証する書類（地方ト協に所属している会員事業者に限る。添付できない場合は、後日提出することとし、申請書を添付する）

(別表3) 補助金の申請要件

	先進環境対応型ディーゼルトラック	エコタイヤ
要件	<p>1. 導入する先進環境対応型ディーゼルトラックが、平成25年12月12日から申請日までに新規登録する新車であること(注1)</p> <p>2. 以下ア～ウのいずれにも該当するトラック(以下「入れ替え前車両」という)との入れ替えであること</p> <p>ア 平成27年度重量車燃費基準未満であって、貨物自動車運送事業の用に供したものであること</p> <p>イ 平成25年12月12日以降に名義変更(注2)又は廃車(注3)したものであって、名義変更又は廃車した日以前過去1年間以上、導入する先進環境対応型ディーゼルトラックの所有者(自動車リース事業者の場合は、新車導入する先進環境対応型ディーゼルトラックの使用者)が所有(入れ替え前車両の所有者及び使用者が一致していない場合は使用)していること(注4)</p> <p>ウ 導入する車両と同区分のもの</p> <p>エ 入れ替え前車両を廃車した場合、入れ替え前車両の所有者名と、新車導入する先進環境対応型ディーゼルトラックの所有者名が自動車検査証上で一致していること(注5)</p> <p>オ 入れ替え前車両を名義変更した場合、新車導入する先進環境対応型ディーゼルトラックの所有者名(一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び第二</p>	<p>1. 導入するエコタイヤが、平成25年12月12日から平成26年6月6日までに導入するものであること(注1)</p> <p>2. 車両総重量12トン超の事業用トラック(新車を除く)の全てのタイヤを、導入したエコタイヤとするものであること</p> <p>3. エコタイヤを導入した者と、当該エコタイヤを装着するトラックの所有者名又は使用者名が、自動車検査証上で一致していること</p> <p>4. 全ト協又は地方ト協からの協調補助を受けるもの(地方ト協に所属している会員事業者に限る)</p>

	種貨物利用運送事業者以外の場合 は使用者名) と、入れ替え前車両 の名義変更後の所有者名及び使用 者名が登録事項等証明書証上で一 致していないこと (注6)	
--	--	--

- 注1. 対象期間内に先進環境対応型ディーゼルトラックを新規登録又はエコタイヤを導入した場合であっても、予算枠を超過し申請受付が終了した場合は、補助を受けることができない。
- 注2. 名義変更とは、自動車検査証上の所有者及び使用者が一致している場合は所有者名及び使用者名を、また所有者及び使用者が一致していない場合は使用者名を、変更することをいう。
- 注3. 廃車とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき引取業者に使用済自動車を引き渡すことをいう。
- 注4. 入れ替え前車両の所有者名義が名義変更又は廃車した日以前1年間に変更され、所有者名が異なる場合においても同一の所有者とみなし、所有期間を合算して計算するものは次のとおりとする。
- ア 社名の変更により所有者名が異なる場合
 - イ 事業の合併・譲渡により入れ替え前車両の所有者の権利義務を全て継承し、所有者名が異なる場合
 - ウ 親会社と100%子会社の関係又は同一親会社の100%子会社同士の関係の場合
- 注5. 入れ替え前車両の所有者名と新車導入する自動車の所有者名が異なる場合においても、同一の所有者とみなすものは次のとおりとする。
- ア 社名の変更により所有者名が異なる場合。
 - イ 事業の合併・譲渡により入れ替え前車両の所有者の権利義務を全て継承し、所有者名が異なる場合。
 - ウ 親会社と100%子会社の関係又は同一親会社の100%子会社同士の関係の場合。
 - エ 入れ替え前車両が、新車導入する自動車を使用する一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者の所有する自動車で、新車導入する自動車が自動車リース事業者の所有する自動車の場合。
 - オ 入れ替え前車両の使用者名と新車導入する自動車の所有者名（自動車リース事業者が所有する自動車の場合は使用者名）が同一の一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者又は第二種貨物利用運送事業者の場合
- 注6. 名義変更前の所有者名（一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者以外の場合は使用者名）と、名義変更後の所有者名及び使用者名が詳細登録事項等証明書上で一致しているとみなすものは次のとおりとする。
- ア 社名の変更により所有者名及び使用者名が異なる場合。
 - イ 事業の合併・譲渡により名義変更前の所有者（自動車リース事業者の場合は使用者名）の権利義務を全て継承し、所有者名及び使用者名が異なる場合。
 - ウ 親会社と100%子会社の関係又は同一親会社の100%子会社同士の関係の場合。

(別表4) 補助上限台数

	先進環境対応型ディーゼルトラック	エコタイヤ
上限台数	1事業者あたり1台(補助対象事業者が自動車リース事業者の場合は、借り受ける事業者あたり1台)	1事業者あたり10台(注1)

注1. 補助上限台数は、各都道府県トラック協会において予算額の範囲内で定めるものとする。

(別表5)

先進環境対応ディーゼルトラックの型式一覧

自動車検査証上の表記において、型式の排出ガス規制適合識別記号が「TKG」、「TPG」、「TRG」、「SPG」、「QKG」、「QPG」、「LPG」であって下表記載の型式であるもの。

型 式	【小型】							【中型】				【大型】				
	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	トヨタ	日産	マツダ	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	いすゞ	UDトラック	日野	三菱ふそう	ボルボ
	ASZ1F24	BJR	XZC	BSZ1F24	XZC	SZ1F24	LHR	FRR	MK	FC	FK	CVR	PK	FE	FK**Z	H2T
	ASZ2F24	BJS	XZU	BSZ2F24	XZU	SZ2F24	LHS	FRS	LK	FD		CXE	CD	FJ	FS	M2T
	NHR	BKR		FB		FB	LJR	FSR		GC		CXG	CG	FH	FU	
	NHS	BLR		FD		FD	LJS	FSS		GD		CXM	CV	FN	FV	
	NJR	BLS		FE		FE	LKR					CXY	CW	GN	FY	
	NJS	BMR		FG		FG	LLR					CXZ	CX	FQ	FP	
	NKR	BNR					LLS					CYE	GK	FR		
	NKS	BNS					LMR					CYG	CK	FS		
	NLR	BPR					LNR					CYH		FW		
	NLS	FB					LNS					CYJ		SH		
	NMR	FD					LPR					CYL		SS		
	NMS	FE					LKS					CYM				
	NNR	FG					LMS					CYY				
	NNS						LPS					CYZ				
	NPR											FTR				
	NPS											FTS				
												FVR				
												FVZ				
												EXY				
												EXZ				
												EXD				
												EXR				

■登録型式に「改」が付く改造車両にあつては、「原動機」、「動力伝達装置」、「走行装置」、「燃料装置」の全てが改造されていない車両に限る。

■対象は、ディーゼル車に限る。